

一般財団法人 吉田光志朗・吉田悠人音楽基金

2027年度海外留学助成制度募集要項 【長期 A】23歳以下対象

1. 趣旨

一般財団法人 吉田光志朗・吉田悠人音楽基金は、日本のクラシック音楽文化の発展に寄与する優れた人材への支援を目的としています。クラリネットを専門楽器とする若手音楽家に対し、海外への留学に必要な費用の助成を行います。

2. 応募資格

国籍・年齢：日本国籍を有し、クラリネット（特殊管を含む）を専門楽器とする、2027年4月1日時点で満18歳以上満23歳以下であること。

留学先：海外の教育機関に入学し、教育を受ける方であること。

語学力：海外での研修に必要な語学力を有すること。

健康状態：心身ともに健康であること。

他助成との併用：他財団の海外研修助成制度との併用は妨げません。

3. 助成期間

原則2年間

（※2年目の給付を行う前に、ヒアリング等による中間審査を行います。）

4. 助成金額

1年につき、1,000,000円

5. 採択人数

長期 A・長期 B 合わせて2名程度

6. 応募方法・提出先

以下の資料（①申込書・②映像資料）を作成のうえ、ご提出ください。

① 申込書

当財団指定の申込書に必要事項を記入し、郵送にてご提出ください。

提出先（郵送）：〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目22-11銀座大竹ビジデンス2F
一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金 事務局宛

※ご提出いただいた申込書等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※提出後に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

② 映像資料

以下の条件を満たす映像資料を作成し、YouTube に「限定公開」の上、その URL（アドレス）をメールでお送りください。

〔演奏曲目〕

- ・ 10 分程度の自由曲（曲数・楽曲の指定なし）

〔撮影条件〕

- ・ 申請日前 6 ヶ月以内に撮影された演奏であること。
- ・ 演奏者の顔および楽器全体がはっきりと映る角度で撮影すること。

〔音質・撮影環境の注意点〕

- ・ 雑音が入らない静かな環境で撮影してください。
- ・ 録画機器の「音量自動調節機能（オートゲインコントロール等）」は使用しないでください。
- ・ 音質や録音状態が著しく悪い場合、審査対象外（失格）となる場合があります。

提出先(メール)：info@yoshidamusicfoundation.com

7. 応募受付期間

開始：2027 年 1 月 1 日（金）

締切：2027 年 3 月 31 日（水）必着

8. 選考方法・日程

当財団の選考委員会により選考を行います。演奏技術だけでなく、将来性、語学力、志望動機等を総合的に判断し決定いたします。

区分	日程	内容
第一次選考	2027 年 4 月中旬	書類及び映像資料による審査
第一次選考結果通知	2027 年 4 月末	郵送・メールにて通知
第二次選考	2027 年 5 月〇日	実技審査（ライブ演奏）および面接 10 分程度の自由曲（曲数・曲目・伴奏の有無は任意） 会場：ヤマハ銀座ビル別館 2F「ピアノサロン」

〔第二次選考に関する注意点〕

- ・ 伴奏者が必要な場合は、申請者自身で同伴・手配を行ってください。
- ・ 第二次選考会場までの交通費・宿泊費等は申請者の自己負担となります。
- ・ 日程や会場等は変更となる場合があります。最新情報は公式ウェブサイト等でご確認ください。

9. 選考結果の通知

2027 年 6 月中旬（予定）

結果は採否にかかわらず郵送にて通知いたします。

助成対象者となられた方には「留学助成給付ガイドライン」を送付いたしますので、内容をご確認の上、所定の手続きを行ってください。

10. 研修（留学）の開始時期

原則として、2027 年 11 月末までに現地での研修（留学）を開始していただきます。

11. 助成対象者の義務 ※詳細は採択決定時にお渡しするガイドラインをご参照ください

採択された助成対象者は、以下の事項を遵守・実施していただきます。

- ①**パスポートのコピー提出**：身分照会および実際の渡航証明のためパスポートのコピーを提出すること。
- ②**状況報告**：研修期間中、定期的に指定の方法で留学状況等の報告を行うこと。
- ③**中間審査**：2 年目の給付を受ける前に、当財団所定の中間審査を受けること。
- ④**研修報告書の提出**：研修終了後、留学の成果をまとめた報告書を提出すること。
- ⑤**演奏会への出演**：研修終了後、当財団が主催する成果発表演奏会に出演すること。
- ⑥**広報協力**：当財団ウェブサイトや広報資料等への掲載・取材に協力すること。
- ⑦**研修への専念**：研修期間中は、基本的に研修地およびその周辺国での研修・学業に専念すること。
- ⑧**一時帰国の制限**：研修期間中の一時帰国については一定の制限を遵守すること
- ⑨**計画変更の報告**：提出済みの研修計画等に変更が生じる場合、速やかに報告すること
- ⑩**クレジット表記**：自身のプロフィール等において、当財団の助成を受けて留学した旨を明記すること。

12. 注意事項・その他

助成金支給手続き：採択後、助成金を受領する際は、留学先教育機関の「受入証明書（入学許可書等）および当財団所定の「助成金支給申請書」等の提出が必要です。

（2 年目支給時も同様に在学証明書等が必要です）

助成の打ち切り：申込み時点の研修計画から著しい変更・不備が生じた場合、助成を打ち切る場合があります（詳細は「留学助成金給付規程」参照）。

権利の喪失：2027 年 12 月末日までに留学（または特例措置が適用された研修）が開始されない場合、助成を受ける権利を喪失したものとします。

入学見送り等に関する特例：採択確定後、予定していた海外教育機関へ指定期間内に入学できなかった場合でも、期限内に現地でプライベートレッスン等の研修を開始するときは、理事会の承認を得て 1 年目を長期 B 扱いとして給付し、翌年入学できた際を通算 2 年目として継続を認める特例措置を適用することがあります（詳細はガイドライン参照）。

【個人情報の取り扱いについて】

当財団が取得した申請者の個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス、生年月日、学歴、送金口座等）は、個人情報保護法に基づき適切に管理し、以下の目的以外には使用いたしません。

- ①海外留学助成対象者の選考業務
- ②助成金の支給および関連手続き
- ③助成期間中および終了後の連絡・管理
- ④当財団ウェブサイトでの情報公開、広報活動およびマスコミへの情報提供等